



JASDAQ

平成 25 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社
代表者名 代 表 執 行 役 齋 藤 匡 司
(JASDAQ・コード 8205)
問合せ先 執行役管理本部長 湯 田 芳 久
(TEL. 03-3340-3601)

ストック・オプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成25年6月26日開催の当社取締役会決議により、平成25年6月25日開催の当社定時株主総会決議に基づく委任に従って、ストックオプションとして発行する新株予約権の発行要領を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第10回新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数

50,000 個とする。

(2) 募集新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株 50,000 株

当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、未行使の本新株予約権の目的である株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合又は分割の比率

上記の他、後記②に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

②各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式 1 株あたりの価額

(「行使価額」)は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)の大証券取引所 JASDAQ (スタンダード)における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。

当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{株式の併合又は分割の比率}}$$

上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで

ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3パーセントが本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3パーセントが本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4パーセントが本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

④新株予約権の行使の条件

- (a) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。
- (b) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。
- (c) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込みに係る額の2分の1を資本金に計上する。計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (a) 当社は、取締役会の決議により、新株予約権者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得することができる。
- (b) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社である株式移転計画について、当社の株主総会の決議によって承認を受けたときその他組織再編等において当社取締役会が必要と認めるときで、取締役会がその裁量により等価であると決定した対価（現金又は現金以外）が新株予約権者に支払われる場合、本新株予約権を取得することができる。
- (c) 当社は、いつでも、本新株予約権を取得し、これを取締役会の決議により消却することができる。

⑧組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

- (a) 新株予約権の目的である株式
合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式
- (b) 新株予約権の目的である株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (d) 新株予約権を使用することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (e) 謹渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の謹渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役

会の承認を要する。

⑨新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求がある時に限り発行する。

新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のものを無記名式とし、又は無記名式のものを記名式とする旨、当社に対して請求することができない。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、本新株予約権と引換えに行う払込みを要しない。

(4) 募集新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 7 月 17 日

(5) 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社連結子会社オフィサー	1 名	50,000 個
合計	1 名	50,000 個

* その他の割当条件は当社と新株予約権の被割当者との間で締結される「任用契約」又は「新株予約権割当契約」において規定する。

以上